

**市政報告
議会報告**

春夏秋冬

春夏秋冬 第31号

発行／高橋たくみ事務所
仙台市青葉区通町2-9-15

- TEL.022-725-3019
- FAX.022-725-3029
- E-mail:
sendai@takumi-takahashi.net

令和5年
第3回定例会

9月25日(月)

一般質問

犯罪被害者等支援条例～県内最後の制定を活かして

Q

我が会派の代表質疑にて来年度制定するとの答弁があった、犯罪被害者等支援条例について伺う。条例制定を決意なされた市長には改めて敬意を表す。犯罪被害者等支援は、被害に遭われた被害者や遺族のためだけではなく、明日被害に遭ってしまうかもしれない、全ての市民のための施策であると認識しており、犯罪被害経験のある一人の市民としても歓迎すべきものであり、早期の制定が望ましいと考える。

前任期から同僚と共に、弁護士会やみやぎ被害者支援センターの皆様と条例制定に向け現状の課題等を議論してきた。条例制定は県内最後になったが、遅れた分、本市が制定する条例は、全国的にも質が高く支援内容も事細かに充実したものにしなくてはならない。今後、有識者との懇親会を設置することだが、具

体的な時期と懇親会の進め方について伺う。

これまで時間をかけてきた分、他都市や県内他自治体の条例文や実態を調査してきたと思うので、実態を踏まえた見直しを行っていただきたい。見直すべき例として、二次的被害の防止が挙げられる。犯罪被害を受けた後に被害者等に直接接する行政、司法等の担当者をはじめ、様々な場面で二次的被害を受けるケースも多く、二次的被害は被害者の早期回復や生活の再建を阻害する要因となっている。これまで制定された他都市の条例では、二次的被害の定義が抽象的なものになっていることから、具体的な表現を用いて規定することに加え、人材育成や基本理念、それぞれの責務を明確化すべきであるとの声や、支援の実態や問題点を把握する上で基本計画の策定と検証が不可欠であるという意見など、既に全国ほぼ一律の条例の課題が浮き

彫りになっている。懇親会に提出する本市の条例案は、まさにこうした課題を踏まえ改善したものでなければ、県内最後の制定となった理由が説明できない。

A 市長

犯罪に巻き込まれた被害者やご家族にとって、その負担を少しでも解消するための支援は、大変重要であると考え、本市でも、犯罪被害者等支援の条例制定を目指す。有識者等からの幅広いご意見をいただきたい、懇親会を、年内の設置を目指しており、具体的な進め方については、現在、検討を行っている。条例の内容については、他都市における条例、制度の調査結果などを踏まえつつも、本市の実情に合わせて充実を図ってまいりたい。少しずつでも日常の平穡な暮らしを取り戻せるように、犯罪被害者やそのご家族の方々に寄り添った支援に取り組んでまいります。

茶育の推奨～日本文化を教育に

Q

農林水産省が本年1月に発表した新プロジェクト、「子どもにお茶の魅力を伝える「茶育」について伺う。「茶育」とは、地域住民が子どもの頃から茶に親しむ習慣を育むことができるよう、学校教育の場で茶を活用した食育の推進だ。本市でも本年度東二番丁小学校など2校で行われ、今後3校加えて宮城県茶商組合のご協力のもと、「茶育」の授業が行われる予定。

仙台市とお茶の関係は400年以上前の江戸時代に遡る。茶人大名として名を馳せた、我が仙台藩祖である伊達政宗公が領内に茶を植えさせたことに始まり、江戸時代後期には、仙台藩の特産物奨励政策によって茶の生産が急増し、明治6年の記録では全国4位になるなど、北限の茶の生産地として仙台の歴史とともに茶文化が育まれてきた。しかし、日本文化である茶の衰退が目まぐるしく、現代では「家に急須がない」「お茶はペットボトルで買うもの」と認識している子どもが多いと、茶商連盟の方から話を伺った。文化的衰退は大変残念なことであるし、現代日本で生きる我々は文化の継承は責務であると心得る。

本年7月に東二番丁小学校にて「茶育」の授業が行われた。校長先生自らが「茶育」に共感して授業開催に至ったことに敬意を表すとともに、高く評価させていただく。私もこの授業を視察したが、本来の家庭科の授業で習うお湯の沸かし方に加えた形で茶育の授業を行い、美味しいお茶の淹れ方、急須の使い方を茶商組合の方から学ぶという流れの授業であった。好奇心が旺盛な子どもたちちは初めて見る、触る急須でお茶を淹れ、「今まで飲んだお茶よりも美味しい。」少し茶葉を入れすぎた子どもも眉間に皺を寄せ「苦すぎて飲めない。」など、体験することで得た経験を各々を感じていたようだ。使った急須は茶商組合から、今日帰ったらお父さんお母さんにお茶を淹れてあげてねと、お茶の葉もつけてプレゼントされ、実際に子どもから親に淹れてあげた家庭からは、「子どもが淹れてくれたお茶は美味しい。」「お茶を飲みながら子どもと一緒に会話することができた。」など喜びの声が届いており、お茶によって家庭内のコミュニケーションにも良い影響が出るなど、日本の茶文化を改めて認識した。文化の伝承、コミュニケーションツールのひとつ

としてお茶を将来の日本人に残す目的で、この「茶育」を本市も強く推奨すべきと考える。

また、茶育は茶商組合のご協力が不可欠であり、茶育ができる教師の育成も必要。お湯を沸かすだけの授業から意義のある茶育の授業へ転換できるように、茶商組合と連携することも必要だが、今後の取り組みを伺う。

A 教育長

学校教育の場でお茶を活用した食育を推進する、いわゆる茶育の取組みは、日本文化の普及や、地域経済の活性化といった観点からも、重要な。

本市の小学校では、家庭科の授業において、お茶の淹れ方を学ぶ機会を設けているほか、家族や周囲の人とのつながりを深める取組みの一つとしても取り上げている。お茶を介して家庭内での会話が増えるといった効果も期待できることから、茶育の取組みが広がるよう、今回の事例を学校に紹介するなど啓発を行っていくとともに、専門性を有する関係団体とも連携をしながら、児童生徒のお茶に対する興味関心を高められるよう努めてまいりたい。

4病院再編～置き去りにしないために

Q

県が名取市への精神科病院の誘致、公募の案を示された事を受けて、本市では9月12日に県に申し入れを行い、書面での回答を求めるところだ。本日（9月25日）午前に、県から本市に対して回答が示されたとのことだが、本市として現時点での受け止め、また今後の対応を伺う。

A 市長

本市では、県による、県立精神医療センターの富谷市移転を前提とした、名取市への新たな民間精神科病院誘致の案を受け、9月12日、県に対し、明らかにすべき事項について書面での回答を求める申し入れを行った。これに対し、本日午前、県から本市に対し文書での回答があつたが、精神医療センターの移転先を富谷市とした理由、障害者基本法に基づく意見聴取の実施、名取市へ新病院を誘致するとの判断に至った経過や根拠、4病院再編による仙台医療圏への影響の更なる検証などについて、明確

な回答になつてないものと受け止めている。

精神医療センターの富谷市移転や、新病院誘致の必要性・合理性が明らかにならない中で、具体的な手続きとも言える公募を開始することは、受け入れ難いものと考えている。

県に対しては、関係者からの意見聴取を丁寧に行うこと、県精神保健福祉審議会など専門家の議論を尊重することなど、当事者を置き去りにすることがないよう、一旦立ち止まって、改めて慎重な検討を行った上で進めるよう、強く求めたい。

次代へつなぐ、姉妹都市交流 仙臺緑彩館を仙台の文化披露の場に



仙台市と徳島市は昭和45年に観光姉妹都市提携を結んで以来、「仙台七夕まつり」と「阿波おどり」という両市を代表する祭り期間中に、相互に親善訪問団を送り毎年交流をしている。その訪問団の1人として、本年派遣していただいた。初めての訪問であったが、阿波踊りの美しさ、町のいたるところが踊りの会場となり、市民が一体となって祭を盛り上げ楽しもうとする徳島市民の阿波踊り愛を、この身で体験できたことは大変貴重な経験であった。

仙台市からは選抜されたすづめ踊りの祭連(まづら)の皆様が阿波踊りと融合させた踊りを披露し、会場の観客を大いに盛り上げ、仙台市民の1人として大変誇らしく思った。

徳島市には阿波踊り会館があり、お祭りの期間外でも常時阿波踊り有名連の踊りを鑑賞できる環境が整っていて、徳島市の大きな観光コンテンツであるとともに、日頃の練習の成果を発揮する機会があることで、踊る側のモチベーションにも繋がっている。

翻って本市を見ると、年間を通してすづめ踊りを鑑賞できる環境がなく、踊り手にとってもイベントで披露することはあるものの、圧倒的に披露できる場が少ないと、徳島市へ同行した祭連の方から伺った。また、練習場所も市民センターやコミセン、学校の体育館など

を利用しているが、お囃子など大きな音に苦情がくる為、思い切り練習する場所も少ないとのこと。そこで、すづめ踊りの練習ができる、常時披露できる環境を考えた時に、仙臺緑彩館が活用できるのではないかと考える。まず、仙臺緑彩館は本年行われた全国緑化フェアに向けて整備され、フェアそのものは成功に終えたが、今後の緑彩館の在り方が気になる。緑彩館の意義と役割について伺う。緑彩館のホームページを見ると、指定管理者が様々なイベントを市民用に企画しているようだが、市民の憩いの場に加えて観光の視点を取り入れて、仙台のお祭りを体験できる場をつくり、観光客と市民が交流できるスポットとして活用できるのではないか。また、祭連の皆さんの殆どが、日中仕事をされている方々なので、夜に練習、披露することができる事から、仙台を代表する観光ナイトコンテンツにもなる可能性があると考える。すづめ踊りを取りまとめている青葉まつり協賛会や、緑彩館の指定管理者と相談されたと伺ったが、今後の緑彩館の活用並びに、すづめ踊りの練習、披露する機会の創設について考えを伺う。



建設局長

仙臺緑彩館は、青葉山や広瀬川の豊かな自然や藩政時代からの歴史・文化など、多様な地域資源に多く

の市民や国内外からの来訪者が親しみ、交流できる場として建設した。6月の全国都市緑化仙台フェア閉幕後も、緑彩館前の芝生広場における広瀬川の瀬音(せおと)を聞きながらのバーベキュー、七夕まつりの開催に合わせて、伊達政宗公を題材とした演武を開催するなど、新たな取組みを開始した。

今後とも、青葉山エリアの資源を活かしながら、多様な魅力を内外に発信し、交流人口の拡大や多彩な市民活動につなげていくことが重要であり、広瀬川の環境を活かした自然体験プログラム、仙台城跡や残月亭を活用した歴史文化プログラム、六大祭りと連携したイベントの開催などコンテンツの充実を図り、青葉山エリアの価値向上に取り組んでまいります。

文化観光局長

青葉山エリアは本市の観光をリードする地区であり、現在、その拠点施設である仙臺緑彩館では、仙台・青葉まつりの山鉾や七夕飾り、伝統工芸品などを展示し、本市の歴史や伊達文化の魅力を発信している。

すづめ踊りは、歴史文化を象徴する伝統芸能のひとつであり、国内外からの観光客を魅了する本市の誇る観光資源でもある。仙臺緑彩館において、すづめ踊りに触れ、体験もできることは本市の観光にとっても意義のあることであり、練習場所としての活用も含め、関係の皆様と検討を進めていく。

徳島市との姉妹校・姉妹都市



姉妹都市交流を更に深める上で、小学校姉妹校の締結を推進することを要望する。本市の国内姉妹都市は先述の徳島市、北海道白老町、愛媛県宇和島市、大分県竹田市、長野県中野市の5市町だが、そのうち白老町の白老小学校と、私の母校、片平丁小学校は昭和53年（1978年）に姉妹校締結を行い本年で45年目を迎える。大変ありがたく毎年相互に交流を深めてきた。今秋に行われた片平丁小学校創立150周年記念式典には、白老小学校校長もお招きしご参列いただいた。私も小学校5年生の時に訪問団の一員として白老小学校への訪問し、白老町と仙台市の歴史的な繋がりや、白老町の文化や人に触れることで、小学生ながら姉妹都市のありがたみと大切さを学ばせていただいた。余談だが、市議になってから改めて白老に訪れた時に、当時交流した方と再会する奇跡的な体験もした。今でも白老が大好きなのは、子どもの頃の体験があったからこそであり、姉妹

都市交流は大人だけではなく、子ども同士の交流も次第に繋ぐ上で重要な施策であると実感している。そのような想いを持ちながら、徳島市職員や市議の皆様と交流し、姉妹校の必要性について意見交換を行ってきた。幸いな事に、徳島市は北海道帯広市と姉妹校交流を既に行なっており、姉妹校交流へのご理解とご賛同をいただいたものを感じている。この機会を逃さず、本市から徳島市へ姉妹校締結の打診を要望する。



高橋副市長

今回、私も徳島市を初めて訪問したが、水の都とも称される徳島市は、市街地を流れる新町川という河川で、クルーズ船が運航されており、夜には水辺あるいは橋けたのライトアップで景観が演出されるなど、川を十分生かしたまちづくりが特徴的だというふうに感じた。また、大きな脇わいをませた阿波踊りでは、その迫力と華麗さ、何よりも地元の方々の阿波踊りを愛する熱

い想いに大変感銘を受けた。

徳島市とは、祭りを通じて相互に訪問を重ね、刺激合うこと、お互いの祭りや踊りの魅力を高めながら、絆を深めてきた。この交流を発展させながら次世代へ繋ぐことができるよう、引き続き、取り組んでまいります。

また、提案のあった姉妹校交流についても、児童生徒が相互の歴史や文化に触れ、交流を行うことは、教育的にも意義のある取組と考えるので、その実現に向けて、教育委員会とともに、徳島市と協議を行ってまいりたい。教育長

児童生徒が仙台市の姉妹都市との交流、どんなところと交流しているのか、どんな歴史的なつながりがあるのか、そういうことを学ぶという機会は非常に重要なことだと思う。お互い交流するということで、お互いの歴史、良さの理解が進んでいくことにつながる。そういう姉妹校の交流に向けて協議を進めるようにしていきたい。

物産展を活用した姉妹都市交流



姉妹都市では宇和島市が毎年秋保villageで物産展を開催しており、多くの市民が訪れるイベントとなっている。私も毎年楽しんで、今年も旬のみかん、鯛めしセット等を購入し、宇和島の特産品を堪能させていただいた。しかし、他の姉妹都市の物産展はやっているのか、やっていないのか分からぬというお声をいただくことがある。市民は姉妹都市がどのような場所で、何が特産品なのか、美味しい食べ物はあるのか、行ったことがない人は姉妹都市がどこなのかすら残念ながら認知されていない。毎年乏しい予算しか計上しておらず、必要最低限の交流になっているのが理由ではないか。交流事業は足踏み状態ではないのかと、1期目の頃から8年間ずっと悩んでいる。このまま毎年義務的な交流に留まるのか、喜んで姉妹都市交流を行うのか、要は気持ち1つで大きな差があると思う。私は市長にも担当職員も後者で

あって欲しいと願う。この際、各姉妹都市に声がけし、仙台姉妹都市フェアなど、姉妹都市の物産展を企画するなど認知や販路を広げるイベントを開催するのはどうか。姉妹都市の特産品の販路の拡大に寄与することで縁が深まり、仙台市民にも姉妹都市の方々にも、お互いを身近に感じ縁ができるれば国内旅行先に姉妹都市を選ぶ方も増えると考える。また、物産展では本市が取り組む『都の杜・仙台』ブランドも出店することでオンラインに加え、リアルでも認知を広げる機会になり、ウインウインの関係で経済的にも関係を深めることができると考える。足踏み状態からの変革を求めていた。



市長

昨年来、私も徳島市や白老町、竹田市を訪問し、姉妹都市の強い絆と、それを次の世代につなげる重要性を

あらためて実感した。

姉妹都市との交流をさらに発展させるためには、市民の皆様への広報・啓発のほか、観光や物産などの面で、お互いの誘客それから販売促進にもつながる取組がより一層重要になってくるものと思う。

今年の全国都市緑化フェアにおいては、姉妹都市のPR用の花壇を設置したほか、青葉まつりにおいても、徳島市の阿波踊りが華やかな彩りを添え、また、宇和島のブースでは名産品などが大好評であった。こうした市民の方も多く訪れる大規模なお祭り・イベントなども活用するということは大変効果的ではないかと考えている。今後とも、こうした姉妹都市と連携した企画などを展開し、双方の経済活性化、また、都市の発展につながるように取り組んでまいりたい。

令和5年 第3回定例会 10月2日(木)

決算等審査特別委員会(子ども若者局・健康福祉局)

特別支援保育事業～急務！システム改善

先日、障害や発達に遅れがある子どもの保育環境を充実させて欲しいという要望が本市に寄せられたと地元新聞に掲載されていた。キャリアを積み上げてきた母親が、育児と仕事の両立を諦めなければならない環境を、何とか変えて欲しいというものであった。

母親の就労が叶わず、将来に不安しかないと心身ともに疲れ切っている保護者からお話を伺い、現在の環境を何とかしなければならないと考えている。障害児のいる家庭の世帯収入は、東京都のデータではあるが、平均世帯収入より所得が約200万円低いという現状で、親が障害を持つ子どもに、将来を憂いて資産を残したくても残せないとのことだ。

NPO法人自閉症ピアリングセンターここねっとが発行する『親あるあい

だ』に「親なきあと」を準備するためのサポートブックによれば、障害児が親なきあと55歳から85歳までの30年間、グループホームを利用すると仮定すると、障害基礎年金、年金生活者支援給付金だけでは賄えず、約1440万円不足すること。私が話を伺ったお母さんは、障害児育児は多額の費用を要するし、共働きしなければ生活が困難な時代に、働きたくても働けないことで世帯年収が低いだけでなく、退職金や年金にも影響するため、親自身の老後資金すら用意できるのか不安で、その上、子どもの生活費を残さなければならないということだ。これは死活問題。キャリアを活かして仕事を復帰したいと本気で訴えていて、私もこの悲惨な状況を何とかしなければならないと考えている。

Q 決算年度の特別支援保育についての取組みと、申請件数は。

A 運営支援課長

特別支援保育事業は、心身の障害等のために特別な支援を要する生後5か月以上かつ小学校就学前の保育が必要な児童への保育を提供しており、決算年度の令和4年4月1日現在、183保育所で596人の受け入れを行った。また、令和5年4月1日現在は、190保育所664人を受け入れた。

申請件数は、3歳以上児 325件、3歳未満児 38件、合計363件。(新規の件数)

Q そのうち特別支援保育の適用外と判定された中で、保育施設の利用は困難であると判定された件数は何件あり、どういった理由で判定されたのか。

A 運営支援課長

適用外と判定された件数は、3歳以上児7件、3歳未満児4件、合計11件であった。理由については、決算年度は、特別支援保育の対象を軽度から中程度までの障害を有する児童等と定めていたことから、この要件に該当しない重度障害児等が、適用外となつた。

Q 民間施設で受け入れ可能と判断されても、

審議委員会で非該当とされるケースもあると聞く。そもそも審議委員会とはどのような構成なのか。

A 運営支援課長

仙台市特別支援保育審議委員会は、幼稚園・保育部長を委員長とし、発達相談支援センター所長、医師、学識経験者、保育関係者等、計7名で構成されている。

Q ほとんどが市の職員や関係者ではないか。受入れ可能という民間事業者があるというのに、内々の審議委員会の決定で親の希望が潰される。どのような基準で判断しているのか。保護者も大変だったと思う。自分の子どもが入れるか入れないか何件も何件歩いて探して、見つかってせっかく希望の光が見えたのに、その審議委員会の判断でその光を断ち切られてしまった。審議委員会の判断に疑問を感じたり、怒りすら覚える。ただでさえも心身共に疲れ切っている親の希望を最大限活かすべきではないか。審議委員会はどのように判断されているのか。

Q 基準がなく不透明である。

保護者は審議会から不適用と通知を受け取ったときに、基準が曖昧で、なぜ不適用とされたのか納得ができないまま職を失ってしまう。横浜市は基準が明確にある。参考にして基準を早急に作るべきと考える。

A 運営支援課長

本市では、児童の発達状況や保育の場面ごとに要する支援の程度を類型化した所定の様式による体験保育記録や発達評価票を通じて児童の状態像を把握し、体験保育記録を作成した園の所見のみならず、発達相談支援センター所長、医師、学識経験者、保育所関係者等で構成される審議委員会により、特別支援保育の要件にかかる適否等について様々な視点から判断を行っている。一方で、他都市の例は、児童の状態像と保育士の配置基準との対応関係が簡潔に整理されていると考えられるので、本市においても参考としたい。

運営支援課長

特別支援保育の適否の決定にあたっては、アーチルによる発達評価票、保育所による体験保育記録、医師の診断書の提出があった場合にはそれも踏まえて審議を行い、決算年度においては、集団保育が可能であり、軽度から中程度までの障害を有する等の要件に基づき、総合的に判断している。

Q 拡充したのは喜ばしいが、

受け皿が来年度に間に合うのか懸念する。

A 運営支援課長

今回の拡充により、特別支援保育を希望する重度障害児等が増加することが想定されるため、公立保育所を中心に受け入れ準備を進めるとともに、民間保育施設にも拡充の主旨を伝え、体制が確保できた施設から、受け入れを行うこととしている。引き続き、公立・民間の保育所が協力しながら特別支援保育児童の受け入れを拡大してまいりたい。

Q 来年度から特別支援保育が拡充されたと伺ったが、その概要は。

A 運営支援課長

令和6年4月からの利用に向けた一斉募集より、これまで、軽度から中程度までの障害のある児童としていた要件等を広げ、重い障害のある児童等も、審議委員会で集団保育が可能と認められた場合に対象となるよう制度の拡充を行い、順次申請受付を開始した。

Q 拡充したのは喜ばしいが、

受け皿が来年度に間に合うのか懸念する。

Q 拡充されたことで、

先程の保育利用が困難と判定されるようなケースはなくなるのか。

A 運営支援課長

今回の制度拡充は、重度障害児等を含め、より幅広く多くの受け入れを行うことができるよう、必要に応じて児童1人に対して保育士1人を配置した保育を可能とするが、この場合においても審議委員会において当該児童が集団保育を受けることが可能かなどの要件に基づき、保育利用が困難と判定されるケースもありうる。

Q 拡充後、なお保育利用が困難となる

ケースにはどういったものがあるか。

A 運営支援課長

例えば、当該児童が持病等により体調が急変する可能性があり、すみやかな医療行為やそれに相当する処置が求められるなどのケースにおいては、保育所の環境で安全に集団保育ができるか審議委員会で慎重な審議が必要なものと考える。(医師がない環境で児童を看護するこ

Q となると、重度障害児への対応は変わらないよう感じます。

特に医療行為への対応は専門性の知識や経験を持つ人材が必要であるし、障害に合わせた専用の器具や設備なども必要になる。人材育成、環境整備などの準備についてどのように考えているのか。民間の力や補助金制度も必要になると思う。

A 幼稚園・保育部長

医療的ケア児の受け入れのため、民間保育所等が看護師を雇用した場合、勤務時間に基づく助成を行なうほか、医療的ケア児を初めて受け入れる民間保育所等において、医療行為のために必要と認められる備品等を購入した場合に、10万円を上限に助成を行なっている。今後、民間保育所等における重度障害児等の受け入れを進めるにあたって、どのような支援が必要となるのか、保育所の関係者等に話を伺ってまいりたい。

人材育成については、医療的ケアに従事する看護師を対象に、今年度は年3回の研修会を開催するなど、ケア技能の向上に取り組んでいるところで、保護者が安心して保育所等に任せられるような人材育成に取り組んでまいります。

Q 10万円の助成は正直足りないと思う。
人材育成や環境整備について早く民間と話し合いを進めて欲しい。
いつまで想定しているのか。

A 運営支援課長
重度障害児等の受入れは、まずは公立保育所を中心に受け入れ体制を今年度中に整えることとしている。民間保育所等との打ち合わせについても、すみやかに進めたい。

Q いくつかの福祉施設に関わらせてもらっているが、
保育士不足の状況は深刻であると認識している。
最近は障害児預かりが進んでいる民間施設も増えてきていると聞くので、
民間事業者から先進的な取組みなど情報共有や人材育成に努めていただきたい。
公立中心では絶対に間に合わないとと思うので、
誰一人も取り残さないように取り組んでほしい。

A 運営支援課長
受け入れ拡充にあたっては、本市全体として保育の受け皿を確保する必要があると認識している。民間保育所や保育士養成校と連携しながら、就職セミナーや学生向けのガイダンスを通じて保育所等への就職を促進するほか、今年度から保育所による学生のインターンシップ受け入れを支援するなど、保育士の離職を防止し若手職員が定着するよう、待遇の改善や、やりがいの向上に資する取組みを進めてまいる。

Q 市内ほとんどの療育施設は短時間の預かりとなっていることから、
就労しないと生活できない家庭にとって厳しい状況となっている。
療育施設の預かり時間の延長はできないかという声もある。
もしくは午前に療育施設を利用して、
午後は夕方まで預かりが可能な民間事業所に引き渡せるようにするなど、
1日預けられる環境を確保するためにも、
他施設と連携できる体制をつくることで保護者の就労の支援に繋がると考える。

A 北部アーチル所長
児童発達支援センターと児童発達支援事業所は、いずれも同じ「障害児通所支援」という制度に位置付けられており、国の通知により、同日の利用はできないものとなっている。また、これらの施設は、児童の療育を目的とした施設であり、主に家族の就労を目的とした利用や時間の延長は認められていない。
一方で、令和5年3月に国に提出された「障害児通所支援に関する検討会報告書」では、「乳幼児期の保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきと考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である」とされており、現在、国において、今後のあり方の検討をすすめているところ。本市においても、こうした動きを踏まえて、療育施設を利用する児童の保護者の就労支援のあり方について検討してまいり。

Q 支援センターは市内に11ヶ所ということだが、
事業者は3団体となっていることに違和感を感じる。

A 障害者支援課長
児童発達支援センターのうち10か所は、本市が設置し、3つの法人が指定管理者として運営している。残る1か所は、指定管理を行っている法人の1つが設置し、本市が補助を行っている民間施設となっている。

地域の中核を担うセンターの運営には、子どもの将来を見据えた的確かつ特殊な療育技術、豊富な知識、経験を持ち合わせ、施設周辺の地域事情に精通していることが求められ、また、施設利用者やその家族、地域の子育て支援機関との信頼関係の構築が必要不可欠であることから、長期に及ぶ継続性が担保されなければならないものと考えており、それを担うことができる現在の3法人に運営いただいている。

Q いまいちやる気を感じない。
どのように事業所の声を集め、いつ見直しを考えていくのか。

A 障害者支援課長
これまで地域の就学前療育支援について、アーチルと児童発達支援センターと連携しながら、療育機能を一体となって進めてきたところ。
他事業所に拡大となった場合、それを担いたいという事業所に、現行の仙台独自の方式の中に入ってやっていきたいのか、あるいは補完する形でやっていきたいのか等、率直に意見を伺いながら本市の療育支援のあり方を考えていきたいと考える。具体的な見直し時期については現状持ち合わせていない。

Q 令和5年4月から障害児支援は、厚労省からこども家庭庁に移管したが、
仙台市はどのような体制にするのか。

A 健康福祉局長
こども家庭庁の創設により、インクルージョン推進がうたわれ、国では子育て一般施策の中で障害児への支援も進めていくとの方針が打ち出されている。本市においては、從来、健康福祉局が所管している障害児施策について、長年にわたり構築してきた「生涯に渡る一貫した切れ目のない支援」を引き続き維持するとともに、障害者手帳や短期入所等を含めた障害福祉施策の一体化的運用を行う必要性等を鑑み、国における一部事務移管に関わらず、引き続き「健康福祉局」において所管することが妥当であると考える。
なお、インクルージョンの推進に向けては、子育て施策との連携が欠かせないことから、こども若者局との一層の連携を図りながら、発達に特性があるこどもへの発達支援とその家族のライフプランの実現に向けて取り組んでまいり。

Q 来年度に間に合うようにやるべきだ。
受け入れ施設などのくらい増えると想定しているのか。

A 運営支援課長
本市では、設立1年未満の新設園を除いた全ての保育所等へ、特別支援保育の対象児童の受け入れ検討を依頼している。実際の受け入れがあった施設数は、令和3年度175か所、令和4年度183か所、令和5年度190か所と増加傾向にあり、また今回の拡充を機に、あらためて施設に受け入れ検討を依頼していること等を踏まえると、今年度よりも一定増加すると想定している。

Q 来年度、適用外通知や待機児童と通知された家庭への
支援についてどのように考えているのか。

A 幼稚園・保育部長
今年度より、特別支援保育に申し込んだものの適用とならなかった場合など、障害や疾患の程度を勘案し、集団保育が著しく困難と判断される児童を対象に、保護者の自宅において、児童1人に対し保育士1人で保育を行う居宅訪問型保育事業を開始した。特別支援保育が適用となった全ての児童が入所できるように利用調整を行っているところであり、制度拡充後も受け皿確保に取り組みながら、待機児童が生じないよう努めている。

Q 保育所に預けられるような環境を整えていただいていることは
理解したが、療育的な託児を希望する保護者もいる。
本市の療育施設について、
まず決算年度の利用者数と推移について伺う。

A 北部アーチル所長
未就学児の療育を行う施設としては、令和4年度末現在、通所による支援を行なう児童発達支援事業所が65か所、通所支援に加えて地域への訪問支援等も行なう児童発達支援センターが11か所となっている。
利用者数の推移は、児童発達支援事業所は、令和2年度399名、令和3年度465名、令和4年度559名、児童発達支援センターは、令和2年度335名、令和3年度370名、令和4年度405名であった。

Q 児童発達支援センターの役割は。

A 障害者支援課長
児童発達支援センターは、地域の障害児支援の底上げを図る中核的な機能を期待されており、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の発達支援に関する入り口としての相談機能を担っている。こうしたことから、本市においては、主に障害を伝えられて間もない低齢児とその保護者や、より濃密な療育支援を必要とする児童にご利用いただいている他、各センターに地域相談員を配置し、幼稚園や保育所への訪問等による地域支援を行っている。

Q 納得ができない。同レベルの民間施設もあるし、
1日預けられる施設も委託施設に入れるべきである。
システムそのものを改善させるべきと考える。

A 障害者支援課長
選定 당시に児童発達支援センターに求められる役割を担うことができるところでして、3法人を運営先としたところであり、その後、アーチルと緊密に連携しながら就学前療育支援に取り組んできました。今後、児童発達支援センターに求められる地域の障害児支援の底上げを図る中核的な機能を担う意欲ある事業所が出てきた際は、真摯に意見等を伺い、また、本市として民間において同じような機能を果たしていくためにどのようなことが必要であるか検討してまいりたい。

Q 独自のシステムが機能していないから申し上げている。
早急に事業所の声を聞くべきではないか。

A 健康福祉局長
児童発達支援について今までのやり方でよいのかということを問題意識もって取り組んでいく中で児童発達支援センターと児童発達支援事業所をどう考えていくのかということ。児童発達支援センターについては、元をたどれば市の直営施設だったところに制度改正があり、その時点での民間事業所の状況を鑑みて、それまで委託していた法人にお願いし、指定管理施設に移行した経緯がある。それから年月が経ち、民間の事業所も様々な取組をする中で、仕組みをどのように改善したらよいか考えていかねばならない。そういう中で、利用者やその家族がより良い生活を送っていくためにどういった形が望ましいかということを念頭に置きつつ、児童発達支援センターをやってもらえるのかどうかも含めて、民間の事業所がどのように考えているのか率直にうかがってまいりたい。